

高浜小学校運動場使用に関する注意事項

1 学校敷地内の禁煙及びゴミの処理について

- ゴミは各自お持ち帰りください。直接自分たちが出したものでなくても、ペットボトル等のゴミを発見した場合は、学校環境の維持にご協力をお願いします。

2 校舎内のトイレは使用禁止

- 校舎内へは立ち入らず、屋外トイレを使用してください。
- 各自で消毒液等をお持ちいただき、使用後は毎回、扉（手で触る辺り）や鍵周り、水洗レバー、便座のふた、便座の消毒を行ってください。

3 運動場及び路上の駐車禁止

- 運動場への駐車は禁止です。
(高浜小学校には約200台の駐車場を整備します。また、運動場には、飛散しにくく、運動場の土のぬかるみを改善し、降雨後の回復が早いエコロミックス舗装を施します。さらに、雨天時に雨水が名鉄側の水路に大量に流れ出すのを防ぐため、運動場全体に勾配をつけて、一時的に運動場に雨水を貯め、周囲の側溝から緩やかに名鉄の側溝に流すという整備を実施しています。したがって、運動場への駐車は禁止しますので、ご理解下さい。)
- 高浜小学校へお越しの際は、北門より駐車場へ駐車してください。令和2年10月から12月末までは学校敷地内駐車場はありません。令和3年1月からは100台、令和3年4月からは200台の駐車が可能となります。
- 路上駐車は、近隣住民の迷惑になりますので絶対にしないようにしてください。
- 敷地内の駐車場に駐車する場合も、通路や他の車の進路をふさがないように注意してください。また、近隣の民有施設への無断駐車は決してしないようにお願いします。

4 利用時間について

- グラウンドの使用可能時間は土・日・祝日の9時～18時です。利用時間を厳守し、終了後は速やかに校外へ出てください。

5 使用後の運動場整備、原状復帰の徹底について

- 運動場整備を十分に行わないと、次の日の授業に支障をきたします。あくまでも学校の施設であることを十分認識してください。特に、雨天等で原状復帰が困難となる場合は、使用を中止してください。
- コートをつくるためのマークを設置することはできません。

6 傷害保険及び賠償責任保険加入のお願い

- ボールなどで個人宅のガラスを割った時などは、個人又は団体の責任となります。
- 校舎のガラス・瓦屋根等を破損した場合、たかまスポーツクラブ(87-5136)に連絡し、指示を受けてください。
- 万がーのために個人又は団体で傷害保険及び賠償責任保険へご加入ください。ボールがフェンスを越えて民家などに入った場合は、謝罪し、許可を得てからボールを探してください。

7 利用後の校門等の閉門について

- 利用後に帰宅する際は、校門を閉めて帰ってください。